七　画像誘導密封小線源治療加算の施設基準

(1)　当該保険医療機関内に放射線治療を専ら担当する常勤の医師又は歯科医師（放射線治療について、相当の経験を有するものに限る。）が一名以上配置されていること。

(2)　当該治療を行うにつき必要な体制が整備されていること。

(3)　当該治療を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。

第十三の二　歯冠修復及び欠損補綴（てつ）

一　う蝕（しょく）歯無痛的窩洞（か）形成加算の施設基準

当該療養を行うにつき十分な体制を整備していること。

一の二　ＣＡＤ／ＣＡＭ冠

(1)　当該療養を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(2)　当該療養を行うにつき十分な機器及び設備を有していること又は十分な機器及び設備を有している歯科技工所との連携が確保されていること。

二　有床義歯修理及び有床義歯内面適合法の歯科技工加算１及び２の施設基準

(1)　歯科技工士を配置していること。

(2)　歯科技工室及び歯科技工に必要な機器を整備していること。

(3)　患者の求めに応じて、迅速に有床義歯を修理する体制が整備されている旨を院内掲示していること。

三　広範囲顎骨支持型補綴（てつ）及び広範囲顎骨支持型補綴（てつ）物修理に規定する特定保険医療材料

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の別表のⅥに掲げる特定保険医療材料のうち別表第十三に掲げる特定保険医療材料

第十四　歯科矯正

一　歯科矯正診断料の施設基準

(1)　当該療養を行うにつき十分な経験を有する専任の歯科医師が一名以上配置されていること。

(2)　常勤の歯科医師が一名以上配置されていること。

(3)　当該療養を行うにつき必要な機器及び十分な専用施設を有していること。

(4)　当該療養につき顎切除等の手術を担当する別の保険医療機関との間の連絡体制が整備されていること。

二　顎口腔（くう）機能診断料（顎変形症（顎離断等の手術を必要とするものに限る。）の手術前後における歯科矯正に係るもの）の施設基準

(1)　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第三十六条第一号及び第二号に規定する医療について、障害者総合支援法第五十四条第二項に規定する都道府県知事の指定を受けた医療機関（歯科矯正に関する医療を担当するものに限る。）であること。

(2)　当該療養を行うにつき十分な専用施設を有していること。

(3)　当該療養につき顎離断等の手術を担当する別の保険医療機関との間の連携体制が整備されていること。

第十四の二　病理診断

一　保険医療機関間の連携による病理診断の施設基準

(1)　標本の送付側

離島等に所在する保険医療機関その他の保険医療機関であって、病理標本の作製につき十分な体制が整備されていること。

(2)　標本の受取側

次のいずれにも該当するものであること。

イ　病理診断管理加算又は口腔（くう）病理診断管理加算に係る届出を行っている施設であること。

ロ　病理診断を行うにつき十分な体制が整備された医療機関であること。

ハ　衛生検査所（臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第二十条の三第一項に規定する衛生検査所をいう。）で作製され、送付された病理標本のうち、同一の者が開設する衛生検査所で作製された病理標本が一定割合以下であること。

二　保険医療機関間の連携におけるデジタル病理画像による術中迅速病理組織標本作製及び迅速細胞診の施設基準

(1)　送信側

離島等に所在する保険医療機関その他の保険医療機関であって、病理標本の作製を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(2)　受信側

当該保険医療機関内に病理診断を担当する常勤の医師又は歯科医師が配置されており、病理診断を行うにつき十分な体制が整備された病院であること。

二の二　病理標本のデジタル病理画像による病理診断の施設基準

(1)　病理診断管理加算又は口腔（くう）病理診断管理加算に係る届出を行っている施設であること。

(2)　デジタル病理画像の管理を行うにつき十分な体制を整備していること。

三　病理診断管理加算の施設基準

(1)　病理診断管理加算１の施設基準

イ　当該保険医療機関内に病理診断を専ら担当する常勤の医師が一名以上配置されていること。

ロ　病理診断管理を行うにつき十分な体制が整備された保険医療機関であること。

(2)　病理診断管理加算２の施設基準

イ　当該保険医療機関内に病理診断を専ら担当する常勤の医師が二名以上配置されていること。

ロ　病理診断管理を行うにつき十分な体制が整備された病院であること。

三の二　悪性腫瘍病理組織標本加算の施設基準

(1)　当該保険医療機関内に病理診断を専ら担当する医師が一名以上配置されていること。

(2)　病理診断管理を行うにつき十分な体制が整備された保険医療機関であること。

四　口腔（くう）病理診断管理加算の施設基準

(1)　口腔（くう）病理診断管理加算１の施設基準

イ　当該保険医療機関内に口腔（くう）病理診断を専ら担当する常勤の歯科医師又は医師が一名以上配置されていること。

ロ　口腔（くう）病理診断管理を行うにつき十分な体制が整備された保険医療機関であること。

(2)　口腔（くう）病理診断管理加算２の施設基準

イ　当該保険医療機関内に口腔（くう）病理診断を専ら担当する常勤の歯科医師又は医師が二名以上配置されていること。

ロ　口腔（くう）病理診断管理を行うにつき十分な体制が整備された病院である保険医療機関であること。